

令和 6年 6月10日

三重県知事 殿

医療法人住所 三重県名張市丸之内3番地2
医療法人の名称 医療法人 森岡内科
理 事 長 森岡 一隆
電話 0595 (63) 0003

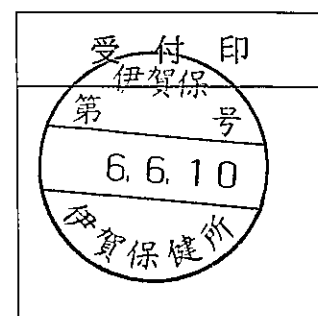


決 算 届

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 森岡内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県名張市丸之内 3 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 11 月 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 11 月 12 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	森岡内科クリニック	三重県名張市丸之内 3 番地 13	なし

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 24 日 前年度決算の決定

令和 6 年 3 月 31 日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 森岡内科 ※医療法人整理番号 0270
所在地 三重県名張市丸之内3番地2

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	217,251 千円
2. 負 債 額	4,030 千円
3. 純 資 産 額	213,221 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	165,482
B 固 定 資 産	51,769
C 資 産 合 計 (A + B)	217,251
D 負 債 合 計	4,030
E 純 資 産 (C - D)	213,221

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 森岡内科 ※医療法人整理番号 10279
所在地 三重県名張市丸之内3番地2

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	165,482	I 流 動 負 債	4,030
II 固 定 資 産	51,769	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	35,296	負 債 合 計	4,030
2 無 形 固 定 資 産	48	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	16,425	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	203,221
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	213,221
資 産 合 計	217,251	負 債 ・ 純 資 産 合 計	217,251

様式 4 - 2

法人名 医療法人 森岡内科 ※医療法人整理番号 0270
所在地 三重県名張市丸之内3番地2

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	144,430
2 事業費用	133,065
本来業務事業利益	11,365
事業利益	11,365
II 事業外収益	2,823
III 事業外費用	0
經常利益	14,188
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	14,188
法人税等	2,748
当期純利益	11,440

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 森岡内科

理事長 森岡 一隆 殿

私は、医療法人森岡内科の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 24 日

医療法人森岡内科
監事 伊藤靖司

